

ビジネスカードシステム会員規約

第1条（ビジネスカードシステム）

ビジネスカードシステムとは、出光興産株式会社（以下「出光」という。）及び株式会社セディナ（以下「会社」という。）とビジネスカードシステムに加盟している株式会社東日本宇佐美・株式会社西日本宇佐美・株式会社宇佐美鉱油及びそのグループ会社、加盟店（あわせて「加盟店」といいます。）が、加盟店が実行する「宇佐美カード」（以下「カード」といいます。）を、会員の加盟店利用時の決済手段として提供するを目的としたシステムを称し、本規約上では本システムと略称します。

第2条（会員）

- 本規約を承諾の上、出光、加盟店及び会社に対し、本システムへの参加を所定の入会申込書により申込み、会社が入会を承認した法人及び個人事業主を会員とします。
- 会員は、カード利用に関する代金の支払い、その他カードにより生ずる一切の責任を負担するものとします。
- 会員と会社との契約は、会社が入会を承認し、会社から会員が入会を申し込んだ加盟店（入会を申し込んだ加盟店を、以下「加盟店」といい、以下の条項において同様とします。）へのその旨の通知をもって、成立するものとします。

第3条（カードの利用）

- 会員は、カードの各規約に定められた利用方法に従ったカード利用により加盟店に対して発生する債務を、本システムを通して支払うことができます。
- 本システムを通して支払うカード利用の債務の返済は1回払いとします。

第4条（加盟店からの債権譲渡の承諾）

- 会員は、カード利用により生じた加盟店の会員に対する債権を、加盟店が直接または他の販売店を通して出光へ譲渡し、出光が更に会社へ譲渡することについて予め異議なく承諾するものとします。
- 会員は、会員へご利用代金明細書（請求書）の送付について会社が加盟店に業務委託することを予め異議なく承諾するものとします。

第5条（会員との紛争）

カード利用により会員が購入した商品またはサービスに対する紛争は、すべて会員と加盟店との間で解決するものとします。

第6条（カード利用限度額）

会員のカード利用限度額は、会社所定の金額（以下「限度額」といいます。）とします。限度額は、出光または加盟店が会員に貸付しているカード枚数にかかわらず、会員単位で定めるものとします。また、会社は会員のカード利用状況等に応じてカードの利用限度額を変更できるものとします。

第7条（カード利用代金の支払方法）

会員のカード利用代金等は毎月末日に締め切り、翌ヶ月の6日（当日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）に予め会員が届け出た金融機関の預金口座から口座振替の方法により会社に支払うものとします。尚、会員の支払いがその支払額の全額に充当できない場合は、支払いの充当期限は会社所定の順序にて会社が行うものとします。

第8条（会員の支拂の通知）

会社は、第7条に定める会員の毎月の支払額を、加盟店により普通郵便にて会員の届出住所にご利用代金明細書（請求書）として通知します。会員が通知を受けた後1週間以内に、会員から会社及び加盟店に対して異議の立てがない場合には、ご利用代金明細書の内容について承認されたものとします。尚、ご利用代金明細書の延着または未着の理由をもって、会員がカード利用代金の支払拒絶をする理由にはなりません。

第9条（遅延損害金並びに費用の負担）

- 会員が約定支払日に支払いを遅延した場合には、支払額に対して、約定支払日の翌日から完済に至る日まで、最大期限の利益を喪失した場合には、残債務の元金に対して、期間の利益を喪失した日以降最初に到来する約定支払日の翌日から完済に至る日まで、年14.00％（1年を365日とします。但し、1周年は1年を366日とします。）の割合による遅延損害金を付加して支払うものとします。
- 会員が利用代金の支払いを怠り、会社が振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付費用として送付回数1回につき210円（うち税10円）を会社に支払うものとします。尚、この場合の振込手数料は会員負担とします。
- 会員は支払遅延など会員の責に帰すべき事由により会社が利用代金を訪問集金した場合には、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,050円（うち税50円）を会社に支払うものとします。
- 会社が会員に対して書面による催告を行った場合には会員は当該催告に要した費用を負担するものとします。本条第2項から第4項までの費用等にかかる消費税相当額については、会員が負担するものとします。

第10条（期限の利益の喪失）

会員が次の事項の一つでも該当したときは、会員は、カード債務その他カードにかかわる一切の費用について、何ら通知・催告を受けることなく期限の利益を喪失し、直ちに残債務全額を会社及び加盟店に支払うものとします。

- 約定支払日に支払わなかったとき
- 自ら振り出した手形または小切手等が不渡りになったとき
- 差押・仮差押・保全差押・仮処分を受理し、または公租公課の滞納処分を受けたとき
- 破産手続開始・民事再生手続開始等、その他裁判上の倒産処理手続の申し立てを受けたとき、または自らこれらの申し立てをしたとき、債務整理（任意整理を含む）を開始する旨を会社に通知したとき。
- 「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」に基づく本人確認書類の提示・提出等がなされるとき。
- 会員資格を喪失したとき

第11条（会員資格の喪失）

- 会員は所定の方法により脱会の手続きを行い、会社及び加盟店が認めた場合には、脱会することができます。この場合、会社及び加盟店に対する残債務全額を完済した時点をもって脱会を認めることとします。
- 会員が次の事項の一つでも該当したときは、会員は、当該会員の会員資格を喪失させることができます。(1)入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき
- 本規約の定めを違反したとき
- 信用状態に重大な変化を生じたり、または利用状況が適当でないとき会社または加盟店が判断したとき

第12条（カードの紛失・盗難）

- カードの紛失・盗難、または他人にカードを使用されたときは、その利用代金は会員負担とします。
- 会員は、カードの紛失・盗難があったときは、直ちにその旨を加盟店に連絡するものとします。

第13条（届出事項の変更）

- 会員は、会社へ届け出た法人名、代表者名、法人所在地、電話番号、ファックス番号、メールアドレスまたは預金口座等に変更が生じたときは、速やかにその旨を所定の届出用紙にて加盟店を経由して届け出るものとします。
- 前項の届出がない場合、会社または加盟店からの通知または送付書類等が延着し、または到着しなかったときは、通常到着すべき時に到着したものとみなし、また、届出がないことにより生じた紛争については、会社は責任を負いません。

第14条（連帯保証人）

会員には、原則として連帯保証人をつけていただきます。尚、連帯保証人は会員の代表者または決裁権限を有する方とします。この場合、連帯保証人は本規約を承諾の上、本規約に基づく全債務について会員と連帯して履行の責を負うものとします。尚、連帯保証人を会社が不適当と判断したとき、または、当該連帯保証人が代表権を失った場合は、会社は、連帯保証人の追加または変更を求めることができます。

第15条（情報の提供と交換）

会員は、出光、加盟店及び会社との間で、入会審査及び債権管理上必要な範囲で、会員に関する情報の提供及び交換がされることを予め異議なく承諾するものとします。

第16条（加盟店への債権の再譲渡）

会員は、第4条第1項により会社へ譲渡された債権について、後に、その一部または全部が会社から出光に、更に出光から直接または他の販売店を通じて加盟店に再譲渡される場合があることを予め異議なく承諾するものとします。

第17条（会員規約の改定及び承認）

本規約を改定するときは、会社または加盟店から変更内容を通知（または新会員規約を送付）した後に、会員がカードを使用したことをもって、変更事項（または新会員規約）が承認されたものとみなします。

第18条（本規約の失効）

出光及び会社間のビジネスカードシステム取引基本契約が終了したときは、本規約は当然に失効するものとします。

第19条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約について紛争が生じたときは、訴訟の如何にかかわらず、会社または加盟店の本社、各営業部、各支店、各営業所、センターを管轄する簡易裁判所若しくは地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第20条（その他）

各カードの会員規約の各条項は、本規約にこれと抵触する規定がある場合を除き、そのまま効力を有するものとします。

第21条（変更・脱会の場合の特約）

- 入会申込書に記載された内容に変更がある場合または脱会する場合は、会員は、本人入申込書に変更する内容または脱会する旨を記載して加盟店に届け出るものとします。
- 連帯保証人を新規につける場合、または変更する場合、新連帯保証人は既に発生している会員の債務についても保証し、連帯して履行することに同意するものとします。
- 会員は脱会申し出後も、会社及び加盟店に対する残債務を支払うものとします。

個人情報取り扱いに関する同意事項

この条項は申込人が個人事業主の場合の申込人、または連帯保証人の双方に適用されます。

第1条（個人情報の取得・保有・利用・提供）

- 申込者及び連帯保証人予定者（以下総称して「申込者等」という）は、本契約（本申込を含む。以下同じ）及び今後の株式会社セディナ（以下「会社」という）との取引の与信判断及び与信後の管理（以下「与信関連業務」という）のため、以下の情報（以下これらを総称して「本件個人情報」という）を、会社が保護措置を講じた上で、以下の条項（以下「本条項」という）により取得・保有・利用することに同意します。①申込書に記載された申込者等の氏名・性別・年齢・生年月日・住所・電話番号（携帯電話番号を含む。以下同じ）・メールアドレス・勤務先とその内容・家族構成・住居状況（これらすべての変更情報を含む。）
- 本契約に関する申込日・契約日・商品名・契約額・支払回数・支払方法・支払口座・会員番号・有効期限
- 本契約に関する支払開始後の利用残高・月々の支払状況
- 申込者に関する申込者等の支払能力を調査するため、または支払途上における支払能力を調査するため、申込者が申告した資産・負債・収入・支出、並びに会社が取得したクレジット利用履歴及び過去の債務の支払状況
- 官報や電話帳等一般に公開されている情報。
- お問合せ等の通話及び防犯上録音された映像等の記録情報。
- 本契約に関し、会社が申込者等の運転免許証・パスポート等の提示を求め、記載内容を確認し記録すること、または写しを入手することにより得た本人確認を行うための情報。
- 本契約に関する与信関連業務及び本人確認のため、会社が必要と認めた場合には、申込者等の住民票・自動車検査証等、公的機関が発行する書類を会社が取得し、利用することにより得た情報。
- 申込者等は、会社が与信関連業務及び後記第2条のために、電話・郵便等の手段により連絡すること、または訪問することに同意します。
- 申込者等は、申込者等のいずれかに次の状況が発生した場合、会社が次の目的のために、戸籍簿本等、公的機関が発行する申込者等の戸籍に関する情報を、取得し利用することに同意します。①相続が生じた状況があると会社が判断した場合、会社が本契約に関して相続発生の実事、並びに相続人の有無及び範囲を確認するため。
- 氏名変更が生じた状況があると会社が判断した場合、会社が本契約に関して申込者等との同一性を確認するため。
- 申込者等は、会社が本契約に関する与信関連業務の一部、または全部あるいは会社の事務を、会社の子会社・関連会社、または提携会社に委託する場合に、会社が(1)の本件個人情報をお子会社・関連会社、または提携会社に提供し、当該子会社・関連会社、または提携会社が委託目的の範囲内で利用することに同意します。また、会社が「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づく下記債権回収会社等（債権回収の委託（債権譲渡を含む）をする場合、(1)の本件個人情報を下記債権回収会社等に提供し、下記債権回収会社等がその委託目的の範囲内で利用することに同意します。②エムシーエス債権管理回収株式会社 〒130-8583 東京都墨田区菊川三丁目17番2号③SMB C債権回収株式会社 〒104-0045 東京都中央区築地三丁目16番9号④株式会社シーエフ債権回収 〒460-0013 名古屋市中区上新庄二丁目1番30号
- 申込者等は、本規約に基づく精算及び当該売買契約等の履行、及び本契約に付帯する会員特典等のサービス履行、維持・管理のため、会社が必要と認める場合、会社の子会社・関連会社、または出光興産株式会社とビジネスカードシステムに加盟している株式会社東日本宇佐美・株式会社西日本宇佐美・株式会社宇佐美鉱油及びそのグループ会社、加盟店（以下総称して「提携会社」という）に本件個人情報のうち、①、②及び③を提供し、当該子会社・関連会社、または提携会社がこれらを利用することに同意します。
- 申込者等は、(1)⑦の本人確認を行うための情報を、会社及び会社の子会社・関連会社、または提携会社との他の取引における本人確認のために利用することに同意します。

第2条（個人情報情報機関への登録・利用）

- 申込者等は、会社が、申込者等の返済、または支払能力の調査のために、会社が加盟する個人情報情報機関（個人の支払能力に関する情報の取得及び会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、以下「加盟個人情報情報機関」という）及び当該機関と提携する個人情報情報機関（以下「提携個人情報情報機関」という）に照会し、申込者等の個人情報（同機関の加盟会員によって登録される情報・資金業協会から登録を依頼された情報・官報情報等同機関が独自に取得・登録する情報を含む）が登録されている場合には、申込者等の返済、または支払能力の調査・与信後の管理の目的に限り、それを利用することに同意します。
- 申込者等は、申込者等の本契約に関する客観的な取引実績に基づく個人情報、加盟個人情報情報機関下表に定める期間登録され、加盟個人情報機関及び提携個人情報情報機関の加盟会員により、申込者等の返済、または支払能力に関する調査、または与信後の管理の目的に限り、利用されることに同意します。

項目	会社名	株式会社シー・アイ・シー(CIC)	株式会社日本信用情報機構(JIC)
①本契約に係る申込みをした本契約	会社が個人情報情報機関に照会した日から6ヵ月間		会社が個人情報情報機関に照会した日から6ヵ月を超えない期間
②本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内		契約期間中及び契約終了後5年を超えない期間
③債務の支払を延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間		契約期間中及び契約終了後1年を超えない期間（ただし債権譲渡の事実に係る情報は譲渡日から1年を超えない期間

上記項目以外に、登録情報に関する苦情を受け調査中である旨、本人確認資料の紛失・盗難、与信自粛の申出、その他の本人申告情報が登録されます。

(3) 加盟個人情報情報機関の名称・住所・問い合わせ電話番号は下記の通りです。また、会社が本契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途申込書等に対し書面により通知し、同意を得るものとします。

【加盟個人情報情報機関】

- 株式会社シー・アイ・シー（CIC）フリーダイヤル0120-810-414 <http://www.cic.co.jp> 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト
- 株式会社日本信用情報機構(JIC)フリーダイヤル0120-441-481 <http://www.jiicc.co.jp> 〒101-0042 東京都千代田区神田東松下4丁1-1 JICビル

【C I C の提携個人情報情報機関】

- 全国銀行個人情報センター（KSC）TEL 03-3214-5020 <http://www.zenginkyo.or.jp/peic/index.html>
- 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 銀行会館

(4) (3)に記載されている加盟個人情報機関に登録する情報は、氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・勤務先・勤務先電話番号・運転免許証等の記号番号・契約の種類・契約日・商品名・契約額、または利用可能枠・支払回数・利用残高・完済予定年月・月々の支払状況及び解約、または完済等の事実の全部、または一部となります。

※各個人情報情報情報機関の加盟資格・加盟企業名の詳細は、上記の各個人情報情報機関が開設しているホームページをご覧ください。

第3条（個人情報の与信関連業務以外の提供・利用）

- 申込者は、会社が次の場合に本件個人情報のうち①および②の個人情報を保護措置を講じた上で、会社の子会社・関連会社、または提携会社に電磁的データ等で提供し、当該子会社・関連会社、または提携会社が利用することに同意します。○会社と個人情報の提供に関する契約を締結した会社の子会社・関連会社、または提携会社が次の目的により本件個人情報のうち①および②を利用する場合。①子会社・関連会社、または提携会社の事業における宣伝物・印刷物の送付、または電話等による営業案内。
- ②子会社・関連会社、または提携会社の事業における市場調査・商品開発。
- ③子会社・関連会社、または提携会社が本契約に付帯する会員特典等のサービスの履行。尚、子会社・関連会社、または提携会社については、会社のホームページ（<http://www.cedyna.co.jp>）または申込書等でお知らせしております。
- (2) (1)の提供及び利用の期間は、原則として、契約期間中及び契約終了後5年間とします。尚、提携会社における個人情報の利用期間については、提携会社にお問合せください。

第4条（個人情報の開示・訂正・削除）

- 申込者等は、会社・子会社・関連会社、または個人情報情報機関及び提携会社に対して、自己に関する個人情報（登録されている自己に関する客観的な取引事実に基づく個人情報）を「個人情報の保護に関する法律」の定めるところにより開示するよう請求することができます。①会社・子会社、または関連会社に開示を求める場合には、未記載の【個人情報の取扱いに関するお問合わせ相談窓口】にご連絡ください。開示請求の手段（受付窓口・受付方法・必要書類・手数料等）についてお答えします。また、開示請求の手続については、会社のホームページでもお知らせしています。
- ②個人情報情報機関に登録されている個人情報の開示は、各機関で行います。（会社ではお答えできません。）
- ③提携会社が個人情報取扱事業者に当たる場合、提携会社が保有する個人情報の開示は、提携会社で行います。
- ④個人情報の内容が不正確、または誤りであることが判明した場合には、会社は、速やかに訂正・削除に応じます。

第5条（本条項の不同意の場合）

会社は、申込者等が、本契約の上記に必要な記載事項（契約書面等申込者等が記載すべき事項）の記載を希望しない場合及び本条項の内容の全部、または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることができます。但し、申込者が第3条に同意しない場合でも、これを理由に会社が本契約をお断りすることはありません。

第6条（利用・提供中への申出）

申込者は、第3条による同意を得た範囲内で会社が当該個人情報を利用・提供している場合であっても、申出により、それ以降の会社での利用、他社への提供の中止を求めることができます。この場合、会社は当該情報の利用・提供を中止するものとします。尚、中止の申出を受けた場合でも、会社が申込者に対して送付する請求書等に同封される宣伝物や印刷物については送付中止の申出はできないものとします。

第7条（お問い合わせ・ご相談窓口）

個人情報の開示・訂正・削除についてのお問い合わせや、利用・提供中止、またはその他のご意見の申出に關しては、末尾記載の【個人情報の取扱いに関するお問合せ相談窓口】まで、お問い合わせください。

第8条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第1条及び第2条(2)①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第9条（本条項の変更）

- 本条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。
- 本条項が変更された場合、及び第3条に定める子会社・関連会社、または提携会社に変更があった場合、これらの変更はすべての会員に適用されるものとします。

【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ相談窓口】

株式会社セディナ お客様満足推進部
本社 〒460-8670 名古屋市中央区丸の内3丁目23番20号
※お電話はアンサーセンターが取り次ぎします。

【上記以外のお問い合わせ・相談窓口】

- 商品等についてのお問い合わせ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
- 本規約・カードサービスについてのお問い合わせ・ご相談については下記までお尋ねください。
株式会社セディナ アンサーセンター（営業時間 9:30～17:30 1休1休）
フリーダイヤル 0120-098-315
携帯電話からのご利用はTEL 052-300-1515
※電話番号はお間違いないようお願いください。

このカード会員規約（特約を含む）・個人情報の取扱いに関する同意事項（特約を含む）を承諾できない場合は直ちにカードを返却し、入会申込の撤回、または脱会の旨を申し出てください。